第二十三条の二の二第十四項第一号ロ中「第九条第二項」を「（平成八年法律第四十七号）第九条第二項」に改める。

第二十三条の五の二第三項を削り、同条第四項第一号中「経過年数基準をいう。イ」を「耐震基準をいう。ロ」に、「）に適合すること」を「）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること」に改め、同号イ中「又は経過年数基準に適合する」を「又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものである」に、「当該経過年数基準に適合する」を「同日以後に建築されたものである」に改め、同号ロ中「法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。第八項」を「建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第七項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項第一号中「第十項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「第十項第二号ハ(1)(ii)」を「第九項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項第一号イ」を「第三項第一号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項第一号イ(1)(iv)中「又は同項第七号に規定する特別住宅資金非課税限度額」を削り、同号イ(4)中「新築又は取得をした」を削り、同号イ(5)を次のように改める。

(5)　当該住宅用家屋の新築の工事又は取得に係る契約書の写しその他の書類で当該住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づき新築をしたこと又は同項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

第二十三条の二第十項第一号ハ(2)中「請負契約書」を「契約書の写し」に改め、「又はその写し」を削り、同号ニ(2)中「新築又は取得をした」を削り、同号イ(3)(3)を次のように改める。

(3)　当該既存住宅用家屋の取得に係る契約書の写しその他の書類で当該既存住宅用家屋を施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者から取得をしたことを明らかにするもの

第二十三条の五の二第十項第二号ハ(1)(ii)中「第七項」を「第六項」に改め、同号ハ(1)(iii)中「第八項」を「第七項」に改め、同号ニ(3)中「取得をした」を削り、同項第三号イ(2)中「増改築等をした」を「当該増改築対象家屋の増改築等の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等をした年月日並びに当該増改築等の工事に要した費用の額及びその明細を明らかにするもの

第二十三条の五の二第十項第三号イに次のように加える。

(4)　当該増改築対象家屋の増改築等（当該増改築対象家屋の増改築等とともにするその敷地の用に供されることとなる土地等の取得を含む。）の工事の契約書の写しその他の書類で当該増改築等が施行令第四十条の四の二第七項各号に掲げる者以外の者との請負契約その他の契約に基づきされたものであることを明らかにするもの

第二十三条の五の二第十項第三号ハ(1)を次のように改める。

イ(1)及び(4)に掲げる書類

第二十三条の五の二第十項第三号ハ(2)中「に係る工事の請負契約書」を「の工事の契約書の写し」に改め、「又はその写し」を削り、同号ハ(4)中「増改築等をした」及び「（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）」を削り、同号ニ(2)中「増改築等をした」を削り、同号ホ(1)を次のように改める。

イ(1)及び(4)に掲げる書類

第二十三条の五の二第十項第三号ホ(4)中「増改築等をした」及び「（工事完了年月日及び工事費用の額等を明らかにするものに限る。）」を削り、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十二項中「第十項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とする。

第二十三条の六第三項を削り、同条第四項第一号中「経過年数基準（ニ）を「耐震基準（ニに、「経過年数基準をいう。イ」を「耐震基準をいう。ロ」に、「）に適合すること」を「）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること」に改め、同号イ中「又は経過年数基準に適合する」を「又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものである」に、「当該経過年数基準に適合する」を「同日以後に建築されたものである」に改め、同号ロ中「法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。第七項」を「建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項第一号中「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「第九項第二号ハ(1)(ii)」を「第八項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項第一号イ」を「第三項第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項第一号イ」を「第三項第一号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十三条の六第四項第一号中「経過年数基準（ニ）を「耐震基準（ニに、「経過年数基準をいう。ロ」に、「）に適合すること」を「）のうち、昭和五十七年一月一日以後に建築されたものであること」に改め、同号イ中「又は経過年数基準に適合する」を「又は昭和五十七年一月一日以後に建築されたものである」に、「当該経過年数基準に適合する」を「同日以後に建築されたものである」に改め、同号ロ中「法第七十条の三第三項第三号に規定する耐震基準をいう。第七項」を「建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に限る。第六項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第五項第一号中「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項中「第九項第二号ハ(1)(ii)」を「第八項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第四項第一号イ」を「第三項第一号イ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第四項第一号イ」を「第三項第一号イ」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とする。

第二十三条の七第五項第四号中「、同号」を「同号」に改め、又は同号に規定する農用地利用集積計画（ロにおいて「農用地利用集積計画」という。）の定めるところにより譲渡をした場合（」を削り、「に該当する場合を除く。）」を「以外の場合」に改め、「農地中間管理機構」の下に「（以下第四十四項までにおいて「農地中間管理機構」という。）」を加え、同号ロを次のように改める。

ロ　当該農地等を農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第一項の農用地利用集積等促進計画の定めるところにより譲渡をした場合　当該農地等に係る当該農用地利用集積等促進計画につき同条第七項の規定による公告をした者の当該公告をした旨及び当該公告の年月日を証する書類

第二十三条の七第十六項第三号中「事項をいう」を「事項」に改め、同号ロ中「農用地利用集積計画（以下この条）」を「農用地利用集積等促進計画（八及び次項第二号）」に、「農用地利用集積等促進計画」に、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に改め、同号ハ中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第十七項第一号イ及び第二号中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同項第三号中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第十八項第一号ロ中「をいう」を削り、同号ロ(2)中「農用地利用集積計画（以下この条」を「農用地利用集積計画」に、「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号ロ(3)中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第十八項第一号ロ中「をいう」を削り、同号ロ(2)中「農用地利用集積計画（以下この条」を「農用地利用集積計画」に、「公告」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項に規定する公告」に改め、同号ロ(3)中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同号ハ中「農用地利用集積計画につき農業経営基盤強化促進法第十九条」を「農用地利用集積等促進計画につき農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項」に改め、同条第十九項第三号中「をいう。」を削り、同条第二十一項各号中「農用地利用集積計画」を「農用地利用集積等促進計画」に改め、同条第二十七項中「第四十条の六第六十七項」を「第四十条の六第六十六項第二号」に改め、同条第三十四項第七号を削り、同項第八号を同項第七号とし、同条第三十五項を次のように改める。

施行令第四十条の六第五十三項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

35　法第七十条の四第二十二項の規定の適用を受けようとする受贈者の精神障害者保健福祉手帳の写し、身体障害者手帳の写し又は介護保険の被保険者証の写し、当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項第四号に規定する市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることを証する当該市町村長又は特別区の区長の書類その他の書類で、法第七十条の四第一項に規定する贈与税の申告書の提出期限後に当該受贈者が施行令第四十条の六第五十一項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなつたこと（当該受贈者が当該提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに同項第二号の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、当該提出期限後に当該身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が二級から一級に変更された者及び身体上の障害の程度が一級又は二級である障害が当該身体障害者手帳に新たに記載された者である場合には、これらの者に該当することとなつたこと）及びその該当することとなつた年月日を明らかにする書類